

# 市・県民税 特別徴収事務説明会

平成26年10月15日(水) 午後2時から  
会場:葛生あくとプラザ

平成26年10月16日(木) 午後2時から  
会場:田沼中央公民館

平成26年10月17日(金) 午後2時から  
会場:佐野市文化会館



佐野ブランドキャラクター さのまる

佐野市役所 市民税課

# 特別徴収制度とは

市・県民税の納め方のひとつです。

従業員の市・県民税を、事業主が毎月給与から天引きし、従業員に代わって市に納める制度です。

所得税の「源泉徴収」に対応するものが、市・県民税では「特別徴収」と呼ばれています。

一方、給与から市・県民税を天引きすることができない人は、市から送られた納付書で市・県民税を納めていただきます。これを「普通徴収」といいます。

# 栃木県での取り組み

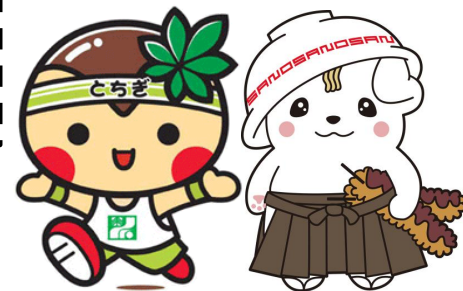
栃木県と県内市町では、平成27年6月から事業主の皆様に特別徴収（給与天引き）を実施していただくよう取り組んでいます。

Q これまでは特別徴収と普通徴収（個人納付）が選べましたが、制度が変わるのですか？

A 法令改正等があったわけではありません。

これまでも、所得税の源泉徴収義務のある事業主は、市・県民税も特別徴収することが義務付けられていました。

（地方税法第321条の4、佐野市税条例第44条）



# 特別徴収の対象者は？

事業主は、次の条件に該当する方について、市・県民税を給与天引きしなければいけません。

- ① 前年中に給与収入があった方
- ② 4月1日現在、給与の支払いを受けている方

※根拠法令(地方税法321条の3抜粋)

市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

# 特別徴収制度のしくみ

## 特別徴収制度のしくみ



従業員  
(納税義務者)



事業主  
(特別徴収義務者)



従業員の方が  
お住まいの  
市町村



# 1 給与支払報告書の提出

提出いただく時期	毎年 年明け1月31日まで ※
提出いただく書類	給与支払報告書(個人別明細書) 給与支払報告書(総括表) 〔特別徴収することができない方がいるとき 個人住民税の普通徴収への切替理由書〕

毎年1月1日現在において給与の支払いをしており、給与所得に係る所得税の源泉徴収義務のある事業主の方は、1月31日※までに「給与支払報告書」を提出しなければならないことになっています。

給与支払報告書の提出先は、給与の支払いを受けている従業員の方が1月1日現在、お住まいになっている市町です。また、年の途中で退職した方についても提出する必要があります。

※この日が土・日曜日、または祝日の場合は、その翌開庁日となります。

◎給与支払報告書の提出は、便利なeLTAX(エルタックス/電子申告)を御利用ください。

<eLTAX(エルタックス)に関するお問い合わせ先>

eLTAXヘルプデスク 電話 0570-081-459(ハイシンコク) <https://www.eltax.jp/>



平成26年分は、平成27年2月2日(月)までに提出してください。

# 給与支払報告書(個人別明細書)の記載例

27	※ 種 別 ※ 整理番号 ※																				
	支払を受ける者	※区分	住所 栃木県佐野市栃本町〇〇〇〇番地					氏名	(受給者番号)												
								(フリガナ) トチギ タロウ													
							(役職名) 栃木 太郎														
種 別		支 払 金 額			給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源 泉 徴 収 税 額												
給料・賞与		6,835,000			4,951,500		2,292,254		28,900												
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)			障害者の数(本人を除く。)		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額								
◎	④	千	円	◎	千	円	◎	千	円	◎	千	円	千	円							
* 有	無	従	無	千	円	◎	千	円	◎	千	円	◎	千	円							
						1		992,454	115,000	44,800	140,000										
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額		円			国民年金保険料等の金額		176,460 円		介護医療保険料の金額		◎ 千円		48,000 円								
居住開始年月日		平成 21 年 3 月 14 日			配偶者の合計所得		◎ 千円		新個人年金保険料の金額		◎ 千円		53,000 円								
妻：花子、子：一郎、二郎(年少)		f		平成 27 年 3 月 31 日退職予定			生命保険料の金額		◎ 千円		旧個人年金保険料の金額		◎ 千円								
							36,000 円		旧長期損害保険料の金額		◎ 千円		19,600 円								
養親未滿	成年者	外国人	死亡退職	災害者	欄	◎特	◎一	◎特	◎勤	中途就・退職			受給者生年月日								
1人									就	退	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日	
											26					*		45	11	25	
支 払 者	住所(居所) 又は所在地			栃木県佐野市高砂町1番地																	
	氏名又は名称			さのまる商事株式会社 (電話) 0283-20-XXXX																	
(摘要) に控除対象配偶者、扶養親族の氏名、続柄及び前職分の加算額、支払者等を記入してください。																					

特別徴収できない方がいるときには、普通徴収への切替理由書の略号(a~f)と、切替理由を記載します。

# 給与支払報告書(総括表)の記載例

平成27年度(26年分)給与支払報告書(総括表) 2月2日までに提出してください。

平成27年 1 月 15 日 提出  
栃木県佐野市長様

※種別	※指定番号	※
	79999	

郵便番号 〒 327-8501

給与支払者所在地(住所) 佐野市高砂町1番地

(フリガナ) サノマルシヨウジ カブ シカイ イヤ

名称 さのまる商事株式会社

(氏名) 代表取締役社長 佐野丸男 印

連絡者の係及び氏名並びに電話番号 人事給与 係氏名 片栗みかも 納入書 要 ・ 不要

0283 - 20 - XXXX

会計事務所等の名称 △△会計事務所 (電話番号) 028-XXX-XXXX

受給者総人員 (他市区町村の受給者含む)	25 人
特別徴収 (給付天引き)	(a) 4 人
普通徴収 (個人納付)	(b) 2 人
合計	(a+b) 6 人

普通徴収への切替理由書の提出がないときは、特別徴収になります。

①受給者総人員  
従業員の総数を記載します。  
(他市町村に報告する分も含めます)

②特別徴収  
佐野市に報告する人員のうち、特別徴収を行う方の人数を記載します。

③普通徴収  
佐野市に報告する人員のうち、特別徴収できない方の人数を記載します。

11月下旬に、市役所から総括表の用紙をお送りします。



# 特別徴収できない方がいるときは

## 「普通徴収への切替理由書」

を給与支払報告書と一緒に提出してください。

提出がない場合は、特別徴収になります。

従来のように、  
摘要欄などに「普通徴収希望」と  
記載するだけでは、  
普通徴収とすることは  
できません



平成27年度(26年分)個人住民税の普通徴収への切替理由書		※種別	※指定番号	※
栃木県佐野市長様			79999	
給与支払者の名称(氏名)	さのまる商事株式会社			
略号	切替理由(下記a~f以外の理由は不可)	人数		
a	総受給者数が2名以下(他市町村への報告分も含めて計算) 〔総受給者数=「受給者総人員」-下記のb~fの条件に該当する人数〕	人		
b	他から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている者 〔乙欄適用者(扶養控除等申告書の提出がない者)を含む。〕	人		
c	年間の給与と所得が条例で定める均等割非課税基準所得以下の者 〔年間の給与の支払金額が930,000円以下の者〕	人		
d	毎月の特別徴収すべき税額が給与支払額を超える見込みの者 給与の支払期間が不定期である者〔給与が毎月支給されない者〕	1人		
e	事業専従者 〔給与支払者が個人事業主の場合のみ該当〕	人		
f	退職者又は 給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職する予定の者	1人		
普通徴収切替人数 合計		※ 総括表の普通徴収欄の人数と一致します。		2

※ 上記理由により普通徴収に切替える場合は、この切替理由書を提出してください。提出がない場合は特別徴収になります。  
 ※ 普通徴収に切替える場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず上記略号(a~f)を記入してください。  
 ※ e L T A Xにより給与支払報告書を提出する場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず略号(a~f)を入力してください。  
 ※ この切替理由書により普通徴収への切替を申し出た場合でも、確認の結果、特別徴収とすることがあります。

栃木県佐野市提出用

# 普通徴収にすることができる理由

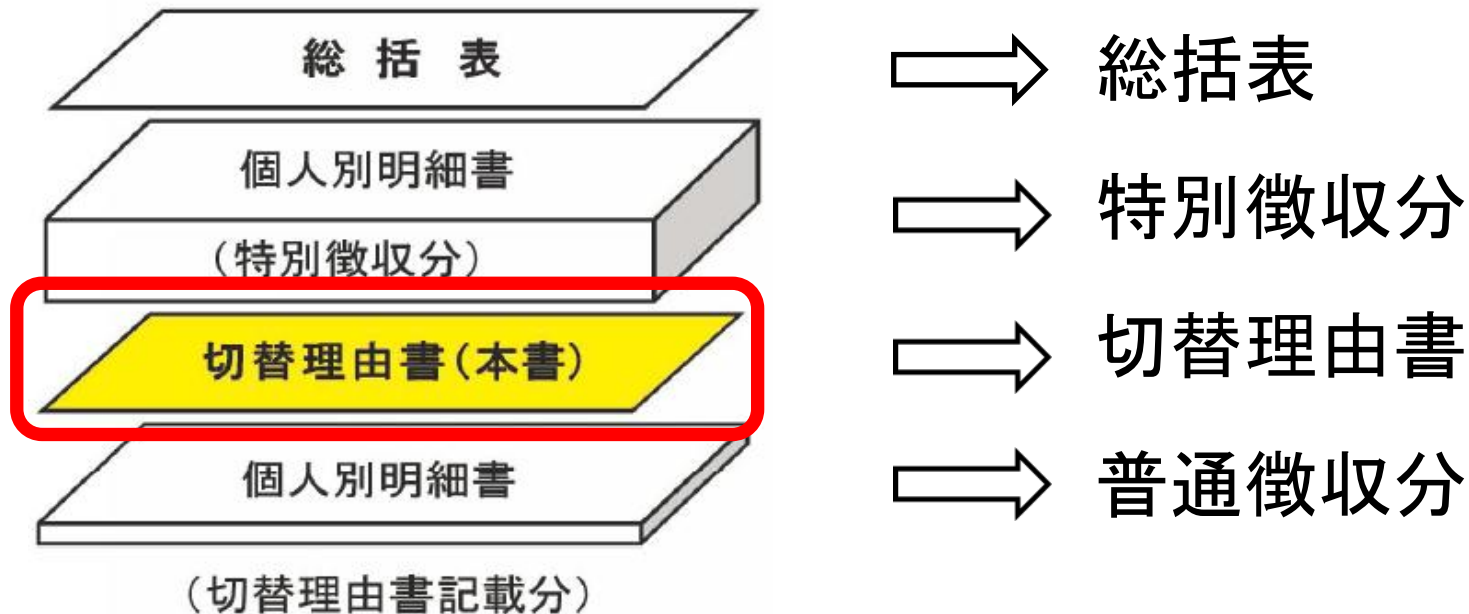
- a 総受給者数が2名以下
- b 他から支給されている給与から市・県民税が特別徴収されている者
- c 年間の給与支払金額が93万円以下の者
- d 毎月の税額が給与支払額を超える見込みの者  
給与の支払期間が不定期である者
- e 事業専従者
- f 退職者 又は5月31日までに退職する予定の者

※ a～f に当てはまらない方は、特別徴収です

# 給与支払報告書提出時の注意

「特別徴収」分と「普通徴収」分を分けて、  
「普通徴収への切替理由書」で仕切ってください。

<提出時の綴り方>



# 電子申告の場合は？

Q eLTAXを使って給与支払報告書を提出しているのですが、普通徴収への切替理由書を提出する必要はありますか？

A 摘要欄に普通徴収への切替理由の略号(a～f)を入力し、「普通徴収」欄にチェックをしてください。

普通徴収への切替理由書を提出する必要はありません。

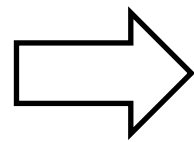
地方税の電子申告 <http://www.eltax.jp/>



# 給与支払報告書の提出後に 従業員に異動があった時

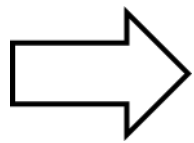
給与支払報告書を提出した後で、  
従業員に、退職・転勤や就職があった場合は、  
市役所に届出をしてください。

- 退職した
- 転勤した



異動届出書  
を提出してください

- 新しく勤めた



特別徴収への切替申請書  
を提出してください

くわしくは、29～34ページをご覧ください。

# 5月中旬 税額通知書が届きます

## 送られてくるもの

- ① 特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)  
→ 事業所宛の税額通知書です。
- ② 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)  
→ 個人宛の税額通知書です。従業員に配布してください。
- ③ 納入書  
→ 給与天引きした税額を納めるのに使います。
- ④ 特別徴収のしおり  
→ 特別徴収の手続きに使う書類が綴られています。

# 事業所宛の税額通知書

特別徴収の対象となる従業員、給与天引きする税額を、事業所へお知らせするものです。

平成27年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

佐野市

327-8501  
佐野市高砂町1番地  
さのまる商事株式会社  
(79999)

特別徴収税額		課税人員		非課税人員	
月	人数	納付額	人数	納付額	
6月分	3	43200	2	35700	1
7月分	2	35700	2	35700	
8月分	2	35700	2	35700	
9月分	2	35700	2	35700	
10月分	2	35700	2	35700	
11月分	2	35700	2	35700	

（備考）

佐野市長

指定番号	個人番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
79999	1	092045		122000	10900	10100	10100	10100	10100	10100	10100	10100	10100	10100	10100	10100
佐野市若松町〇〇番地〇				城山 一郎												
79999	2	092045		308200	26600	25600	25600	25600	25600	25600	25600	25600	25600	25600	25600	25600
佐野市田沼町〇〇番地〇				唐沢 次郎												
79999	3	092045		5700	5700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐野市葛生東〇丁目〇〇番〇				葛生 花子												
79999	4	092045		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐野市浅沼町〇〇番地〇〇 △△アパート〇号室				浅沼 東雄												

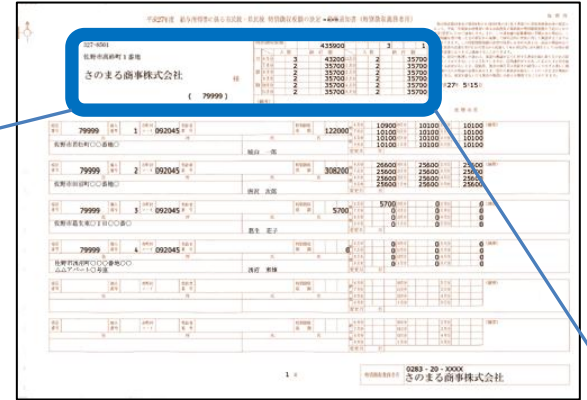
1 頁

特別徴収義務者名 0283 - 20 - XXXX  
さのまる商事株式会社

6月分～翌年5月分  
給与天引きする税額を  
お知らせします



# 税額通知書の見方



327-8501

佐野市高砂町1番地

きのまる商事株式会社

様

( 79999 )

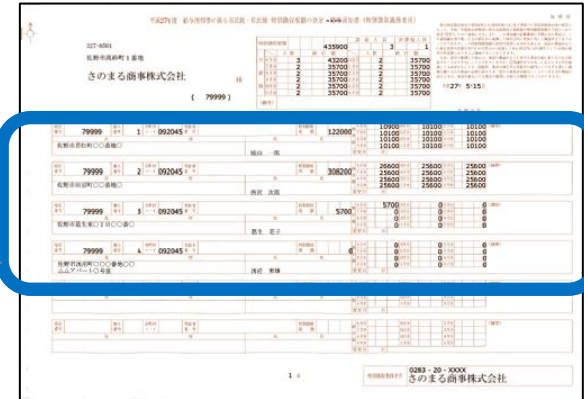
		課税人員		非課税人員	
		人数	納付額	人数	納付額
			435900	3	1
月	6月分	3	43200	2	35700
	7月分	2	35700	2	35700
割	8月分	2	35700	2	35700
	9月分	2	35700	2	35700
額	10月分	2	35700	2	35700
	11月分	2	35700	2	35700
	(備考)				

事業所がまとめて納入する  
月々の税額が書かれています。

佐野市から割り振られた事業所の指定番号です。  
お問い合わせの際には、この番号をお知らせください。



# 税額通知書の見方



指定 番号	79999	個人 番号	1	市町村 コード	092045	受給者 番号		特別徴収 税 額	122000	納付 額	6月分 10900	7月分 10100	8月分 10100	9月分 10100	10月分 10100	11月分 10100	12月分 10100	2月分 10100	3月分 10100	4月分 10100	5月分 10100	(摘要)	
住 所										氏 名													
佐野市若松町〇〇番地〇										城山 一郎													
指定 番号	79999	個人 番号	2	市町村 コード	092045	受給者 番号		特別徴収 税 額	308200	納付 額	6月分 26600	7月分 25600	8月分 25600	9月分 25600	10月分 25600	11月分 25600	12月分 25600	1月分 25600	2月分 25600	3月分 25600	4月分 25600	5月分 25600	(摘要)
住 所										氏 名													
佐野市田沼町〇〇番地〇										唐沢 次郎													
指定 番号	79999	個人 番号	3	市町村 コード	092045	受給者 番号		特別徴収 税 額	5700	納付 額	6月分 5700	7月分 0	8月分 0	9月分 0	10月分 0	11月分 0	12月分 0	1月分 0	2月分 0	3月分 0	4月分 0	5月分 0	(摘要)
住 所										氏 名													
佐野市葛生東〇丁目〇〇番〇										葛生 花子													
指定 番号	79999	個人 番号	4	市町村 コード	092045	受給者 番号		特別徴収 税 額	0	納付 額	6月分 0	7月分 0	8月分 0	9月分 0	10月分 0	11月分 0	12月分 0	1月分 0	2月分 0	3月分 0	4月分 0	5月分 0	(摘要)
住 所										氏 名													
佐野市浅沼町〇〇〇番地〇〇 △△アパート〇号室										浅沼 東雄													

従業員ごとに、毎月給与から天引きする税額が書かれています。  
6月分であれば、6月に支払われる給与から天引きしてください。 17

# 個人宛の税額通知書は？

従業員本人に対して、  
市・県民税の税額と計算内容をお知らせするものです。

平成27年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定=変更通知書(納税義務者用)

給与収入	3056100	主たる給与以外 の合算所得区分	0
給与所得	1959200	所得区分	1
その他の所得計	0	所得区分	0
総所得金額①	1959200		

姓 山 林 秀 樹  
名 姓 別  
住 居 所 佐 野 市 若 松 町 〇 〇 番 地 〇

税 額 別 徴 収 税 額 ⑤	71340
市 民 税 特 別 徴 収 税 額 ⑥	1500
所 得 課 税 額 ⑦	69800
均 等 割 額 ⑧	3500
特 別 徴 収 税 額 ⑨	47560
税 額 別 徴 収 税 額 ⑩	1000
納 税 額 ⑪	46500
前 年 度 納 税 額 ⑫	12200
納 税 額 差 額 ⑬	34300
増 減 額 ⑭	0
支 払 額 ⑮	0

受給者番号 氏 名 指定番号  
住 所 城 山 一 部 様 79999  
佐野市若松町〇〇番地〇 個人番号  
1

佐野市長 佐野市長 佐野市長 佐野市長  
6月分 10900 7月分 10100 8月分 10100 9月分 10100  
10月分 10100 11月分 10100 12月分 10100  
1月分 10100 2月分 10100 3月分 10100  
4月分 10100 5月分 10100 6月分 10100

0283 - 20 - XXXX

Aさんの税額通知書

ひとりひとりに  
ミシン目で切り離し  
従業員に  
配布してください

平成27年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定=変更通知書(納税義務者用)

給与収入	5588417	主たる給与以外 の合算所得区分	0
給与所得	3930400	所得区分	1
その他の所得計	1668800	所得区分	0
総所得金額①	4599200		

姓 山 林 秀 樹  
名 姓 別  
住 居 所 佐 野 市 田 沼 町 〇 〇 番 地 〇

税 額 別 徴 収 税 額 ⑤	183060
市 民 税 特 別 徴 収 税 額 ⑥	1500
所 得 課 税 額 ⑦	181500
均 等 割 額 ⑧	3500
特 別 徴 収 税 額 ⑨	122040
税 額 別 徴 収 税 額 ⑩	1000
納 税 額 ⑪	121060
前 年 度 納 税 額 ⑫	308200
納 税 額 差 額 ⑬	186140
増 減 額 ⑭	0
支 払 額 ⑮	0

受給者番号 氏 名 指定番号  
住 所 唐 沢 次 郎 様 79999  
佐野市田沼町〇〇番地〇 個人番号  
2

佐野市長 佐野市長 佐野市長 佐野市長  
6月分 26600 7月分 25600 8月分 25600 9月分 25600  
10月分 25600 11月分 25600 12月分 25600  
1月分 25600 2月分 25600 3月分 25600  
4月分 25600 5月分 25600 6月分 25600

0283 - 20 - XXXX

Bさんの税額通知書

平成27年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定=変更通知書(納税義務者用)

給与収入	1849356	主たる給与以外 の合算所得区分	0
給与所得	1113600	所得区分	1
その他の所得計	0	所得区分	0
総所得金額①	1113600		

姓 山 林 秀 樹  
名 姓 別  
住 居 所 佐 野 市 葛 生 東 〇 〇 〇 〇 番 地 〇

税 額 別 徴 収 税 額 ⑤	0
市 民 税 特 別 徴 収 税 額 ⑥	0
所 得 課 税 額 ⑦	0
均 等 割 額 ⑧	3500
特 別 徴 収 税 額 ⑨	0
税 額 別 徴 収 税 額 ⑩	0
納 税 額 ⑪	3500
前 年 度 納 税 額 ⑫	5700
納 税 額 差 額 ⑬	2200
増 減 額 ⑭	0
支 払 額 ⑮	0

受給者番号 氏 名 指定番号  
住 所 葛 生 花 子 様 79999  
佐野市葛生東〇〇〇〇番地〇 個人番号  
3

佐野市長 佐野市長 佐野市長 佐野市長  
6月分 5700 7月分 0 8月分 0 9月分 0  
10月分 0 11月分 0 12月分 0  
1月分 0 2月分 0 3月分 0  
4月分 0 5月分 0 6月分 0

0283 - 20 - XXXX

Cさんの税額通知書



# 退職者が載っていた場合は

Q 送られた税額通知書に、既に退職した従業員の名前が載っていました。どのような手続きをしたらいいですか？

A 異動届出書をすぐに提出してください。手続きが終わりましたら、変更の税額通知書を送ります。

年税額が0円の人でも、退職をしたときには、異動届出書を提出してください

くわしくは、29～33ページをご覧ください。



# 税額に変更があった場合

- ・従業員の方が確定申告をした
- ・給与支払報告書の訂正があった
- ・市役所で所得・控除の内容を調査した結果 など

5月にお知らせした特別徴収税額に変更が生じる場合があります。

市役所から、「特別徴収税額の変更通知書」をお送りしますので、通知された変更月から、給与天引きする税額を変更してください。

## 2 納期と納入方法

納期限は、月割額を特別徴収(給与から差引き)した月の翌月10日※1です

従業員の方から特別徴収した税額をそれぞれの市町ごとにとりまとめ、各市町から送付される「納入書」を使用して、金融機関等で納入します。

納入できる金融機関は、各市町にお問い合わせください。取扱金融機関以外で納入する場合は、手数料がかかることがありますので御注意ください。

※1 この日が土・日曜日、または祝日の場合は、その翌開庁日となります。

佐野市では、  
次の金融機関で納めることができます。



足利銀行 群馬銀行 東和銀行 栃木銀行  
栃木信用金庫 佐野信用金庫 佐野農業協同組合  
中央労働金庫 ゆうちよ銀行・郵便局

# 6月～翌年5月 給与天引きと納入

6月中に支払う給与から、6月分の税額を天引きし、翌月10日(7月10日)までに金融機関で納めます。

<b>栃木県佐野市 個人市民税 領収証書</b>			<b>栃木県 個人市民税 納入書</b>			<b>栃木県佐野市 個人市民税 納入済通知書</b>		
市区町村コード 092045	口座番号 00340-0-960016	加入者名 栃木県佐野市会計管理者	市区町村コード 092045	口座番号 00340-0-960016	加入者名 栃木県佐野市会計管理者	市区町村コード 092045	口座番号 00340-0-960016	加入者名 栃木県佐野市会計管理者
指定番号 79999	納入金額(1) 43,200		指定番号 79999	納入金額(1) 43,200		012345670123456701234567801	納入金額(1) 43,200	
平成27年6月分			平成27年6月分			平成27年7月10日		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し訂正印を押印の上、納入金額(2)の欄に記入してください。	納給与分(一括徴収(分を含む)) 入退職所得分 金延滞金 督促手数料		納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し訂正印を押印の上、納入金額(2)の欄に記入してください。	納給与分(一括徴収(分を含む)) 入退職所得分 金延滞金 督促手数料		納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し訂正印を押印の上、納入金額(2)の欄に記入してください。	納給与分(一括徴収(分を含む)) 入退職所得分 金延滞金 督促手数料	
納期限 平成27年7月10日	合計額		納期限 平成27年7月10日	合計額		納期限 平成27年7月10日	合計額	
(特別徴収義務者) 〒 327-8501 住所 又は所在地 佐野市高砂町1番地 氏名 又は名称 さのまる商事株式会社	額取日付印		(特別徴収義務者) 〒 327-8501 住所 又は所在地 佐野市高砂町1番地 氏名 又は名称 さのまる商事株式会社	額取日付印		ゆうちょ銀行 東京府金事務所 (〒330-9794) (特別徴収義務者) 〒 327-8501 住所 又は所在地 佐野市高砂町1番地 氏名 又は名称 さのまる商事株式会社	額取日付印	納
上記のとおり領収しました。(納入者保管)			上記のとおり納入します。(金融機関保管)			（受付店→足利銀行佐野支店(取りまとめ店)→佐野市) 上記のとおり通知します。(佐野市保管)		

7月分以降も、同様に毎月給与から天引きし、翌月10日までに納入してください。

# 納入書は金額訂正して使えます

従業員の退職などで、納める金額に変更があった場合には、納入書を訂正して納めます。

5月に送られた納入書を、金額を訂正しながら1年間使います



**記入例**

変更後の金額

納入金額(1)

佐 円  
~~50000~~

		億	千	百	十	万	千	百	十	円
納 入 金 額 (2)	給与分 (一括徴収分を含む)					4	5	0	0	0
	退職所得分									
	延滞金									
	督促手数料									
	合計額									

訂正印を押してください。

※領収証書、納入書、納入済通知書すべてを訂正してください。

¥記号は絶対に記入しないでください。

裏面の退職手当に係る特別徴収税額に該当がある場合記入してください。

# 口座振替は？

Q 特別徴収した市・県民税を、  
銀行の口座引き落としで納められますか？

A 申し訳ありません。佐野市では特別徴収分  
は、口座引き落としを行っていません。

納入書を使って、金融機関の  
窓口で納めていただきますよう  
ご理解をお願いします。





# 郵便局で納めるには

Q 佐野市外の郵便局で納めようとしたところ、取り扱ってもらえませんでした。

A 佐野市の金融機関として指定する通知書を郵便局に提出してください。

通知書は「特別徴収のしおり」に綴られています。

佐野市外の郵便局をはじめて利用する時に手続きが必要となる場合があります



(ゆうちょ銀行・郵便局名) \_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

ゆうちょ銀行・郵便局長 様

栃木県佐野市長

**ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書**

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市民税及び県民税特別徴収税額の納入取扱店に指定しましたので、ご通知します。

口座番号 00340-0-960016

加入者名 栃木県佐野市会計管理者

取りまとめ店 ゆうちょ銀行  
東京貯金事務センター

# 納期の特例

Q 毎月、金融機関に納めに行くのが大変なのですが、何か良い方法はありませんか？

A 従業員が常時10人未満の事業所は、納める回数を年2回にまとめる「納期の特例」があります。

6月～11月の給与天引き分	・・・12月10日までに納入
12月～翌年5月の給与天引き分	・・・6月10日までに納入

納期の特例を利用するためには、市役所へ申請の手続きが必要です



※ 申請書は佐野市のホームページからダウンロードできます

# 納め忘れに注意！

Q 納入を忘れたらどうなるの？

A 納期限を過ぎると、  
20日以内に督促状が送付されます。  
また、納期限の翌日から延滞金の計算が  
開始されますので、忘れずに納入をしてください。

滞納している金額があると、  
従業員が納税証明書を取れなくな  
りますので、  
忘れずに納めましょう



### 3 退職者や休職者の徴収方法

#### ① 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収に切り替えることとなり、従業員の方(納税義務者)から直接納付していただきます。

ただし、従業員の方から特別徴収の方法で徴収されたい旨の申し出があった場合は、残りの税額を給与や退職手当等から一括して特別徴収していただきます。

#### ② 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

この期間については、上記①とは異なり、特別徴収できなくなった残りの税額について、従業員の方(納税義務者)からの申し出がなくても5月31日までの間に支払いをする給与や退職手当等から、一括して特別徴収していただくことになっています。(地方税法第321条の5第2項)

(残りの税額が、5月31日までに支払をする給与や退職手当等の額を超える場合は、この限りではありません。)

※5月に退職する場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。

# 異動届出書の提出

年の途中で、退職や休職をした人が出たときは、  
すぐに「異動届出書」を提出してください。

提出が遅れると・・・

- ・退職者等の税額が事業所の滞納額となってしまう、事業所に督促状が届いてしまうことがあります。
- ・普通徴収へ切替える手続きが遅れてしまい、退職等をした本人が、まとめて市・県民税を納めることになります。

# 異動届出書とは？

(給与支払報告/特別徴収にかかる給与所得者異動届出書)

給与支払報告  
特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。  
毎月25日頃を過ぎますと通知書の送付が翌々月になる可能性があります。

平成 年 月 日提出		〒		特別徴収義務者 指定番号		現年度	過年度	両年度
佐野市長様		〒		個人番号				
給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地・名称		担当者 係 氏名 TEL				
フリガナ	(A) 特別徴収税額 (年税額)	(B) 徴収済額	(C) 未徴収税額 (A)-(B)	(D) 異動年月日	(E) 異動事由	(F) 異動後の未徴収 税額の徴収	(G) 退職年の1月から 退職時までの 給与支払額	(I) 退職手当等の 支払予定額
氏名 1月1日現在 (旧姓)	円	月分から 月分まで 円	円		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所異動 8. 専ら休職 9.	A. 一括徴収 B. 普通徴収 C. 特別徴収 継続	円	円
住 1月1日現在							(H) 控除社会保険料	(J) 勤続年数
所 異動後の住所							円	年

◎異動後の未徴収税額(C)の徴収方法 AとCを選択した場合下記に記入願います。

毎月25日頃までに到着した異動届出書  
(切替申請書)については、翌月10日頃  
に通知書を発送いたします。

**A. 一括徴収**  
(C)の未徴収税額を退職時に全額給与  
等から徴収します。  
【通勤の日が1月1日~4月30日までの場合は控除額  
を一括徴収することが義務づけられています。それ  
以外の日に退職された方についても、本人の了解を  
得て、できる限り一括徴収をお願いします。】

一括徴収した税額は 異動者印  
月分 で納入します。  
( 月 日納期限)

**B. 普通徴収**  
(C)の未徴収税額を個人  
納付に切替します。

佐野市役所より  
後日、本人あて  
に納税通知書をお  
送りします。

**C. 特別徴収継続** 転勤・再就職等により(C)の未徴収税額を異動後の  
新勤務先で引き続き特別徴収します。

特別徴収義務者指定番号	継続	新規
受給者番号	納入書	要・不要
新特別徴収義務者 所在地 〒		
フリガナ		
名称		
電話 ( ) -	担当者 氏名	
納付額 円を 月分 ( 月 日納期限) から納入します。		

従業員に、退職や休職、転勤などの異動があったときは、事業所から市役所へ届出をお願いします。

この届出を元に、市役所では、特別徴収に関する情報を最新の状況に直します。

異動届出書は、毎月25日頃に到着した分で締め切って、翌月10日に税額の変更通知書を事業所に送付します。

締め切りに遅れますと、通知が翌々月となる可能性があります。

締切日は月によって異なります。お急ぎの場合はお問合せください。

異動届出書は従業員本人に渡すのではなく、事業所から直接、市役所に提出してください。

# 異動届出書の書き方

## 普通徴収・・・残りの税額を個人納付に切替の場合

給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると特別徴収 にかかると特別徴収

毎月25日頃を過ぎますと通知書の送付が翌々月になる可能性があります。

平成 27 年 10 月 1 日提出	給与支払者 佐野市長様	所在地・名称 〒 327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地 さのまる商事株式会社 代表取締役社長 佐野丸男 <b>印</b>	特別徴収義務者 指定番号 79999	個人番号 7	関係 人事給与係	氏名 片栗みかも	TEL 0283-20-XXXX		
フリガナ ハナワダ ハナコ	氏名 馬田 花子 (旧姓 栃木)	(A) 特別徴収税額 (年税額) 121,000 円	(B) 徴収済額 6 月分から 10 月分まで 51,000 円	(C) 未徴収税額 (A)-(B) 70,000 円	(D) 異動年月日 27. 9. 30	(E) 異動事由 1. 退職 2. 転任 3. 休養 4. 死亡 5. 会社解散 6. 住所異動 7. 住所異動 8. 専ら休業 9. 専ら休業	(F) 異動後の未徴収税額の徴収 A. 一括徴収 B. 普通徴収 C. 特別徴収 継続	(G) 退職年の1月から退職時までの給与支払額 1,890,100 円 0 円	(I) 退職手当等の支払額 (支払予定額) 0 円
住 1月1日現在 佐野市〇〇〇町1-2-3	住所 異動後の住所 〇〇〇市〇〇〇〇999							(H) 控除社会保険料 218,000 円	(J) 勤続年数 8 年

毎月25日頃までに到着した異動届出書 (切替申請書) については、翌月10日頃に通知書を発送いたします。

**B. 普通徴収**

(C)の未徴収税額を個人納付に切替します。

佐野市役所より後日、本人あてに納税通知書をお送りします。

**A. 一括徴収**

(C)の未徴収税額を退職時に全額給与等から徴収します。

退職の日が1月1日～4月30日までの場合は残税額を一括徴収することが義務づけられています。それ以外の間に退職された方についても、本人の了解を得て、できる限り一括徴収をお願いします。

一括徴収した税額は  
[ ] 月分で納入します。  
( [ ] 月 [ ] 日納期限)

異動者印

**C. 特別徴収継続**

転勤・再就職等により(C)の未徴収税額を異動後の新勤務先で引続き特別徴収します。

特別徴収義務者指定番号 [ ] 継続 [ ] 新規 [ ]

受給者番号 [ ] 納入書 要・不要 [ ]

新特別徴収義務者  
所在地 〒 [ ]  
フリガナ [ ]  
名称 [ ] **印**  
電話 ( [ ] ) - [ ] 担当者氏名 [ ]

納付額 円を [ ] 月分 ( [ ] 月 [ ] 日納期限) から納入します。

- ・異動者が誰か
  - ・何月分まで給与天引きしたか
  - ・残りの税額の納め方 (普通徴収)
- を届け出ます。

# 異動届出書の書き方

## 一括徴収・・・残りの税額をまとめて天引きする場合

給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると特別徴収  
 特別徴収 にかかると特別徴収 にかかると特別徴収

毎月25日頃を過ぎますと通知書の送付が遅くなる可能性があります。

平成 27 年 10 月 1 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地・名称	〒 327-8501	特別徴収義務者 指定番号	79999
佐野市長様	給与支払者	栃木県佐野市高砂町1番地	さのまる商事株式会社	個人番号	7
			代表取締役社長 佐野丸男	担係	人事給与係
				氏名	片栗みかも
				TEL	0283-20-XXXX

フリガナ	(A) 特別徴収税額 (年税額)	(B) 徴収済額	(C) 未徴収税額 (A)-(B)	(D) 異動年月日	(E) 異動事由	(F) 異動後の未徴収税額の徴収	(G) 退職年の1月から退職時までの給与支払額	(I) 退職手当等の支払予定額
氏名 田子 花子 (旧姓 栃木)	121,000 円	41,000 円	80,000 円	27.9.30	1. 退職 2. 異動 3. 休職 4. 死亡 5. 会社解散 6. 住所異動 7. 住所異動 8. 育児休業 9. 特別徴収継続	A. 一括徴収	1,890,100 円	0 円
住 1月1日現在 佐野市〇〇〇町1-2-3						B. 普通徴収	(H) 控除社会保険料	(J) 勤続年数
所 異動後の住所 〇〇〇市〇〇〇〇999						C. 特別徴収継続	218,000 円	8 年

毎月25日頃までに到着した異動届出書 (切替申請書) については、翌月10日頃に通知書を送付いたします。

**A. 一括徴収**  
 (C)の未徴収税額を退職時に全額給与等から徴収します。  
 [退職の日が1月1日～4月30日までの場合は残税額を一括徴収することが義務づけられています。それ以外の間に退職された方についても、本人の了解を得て、できる限り一括徴収をお願いします。]

一括徴収した税額は 10 月分で納入します。  
 (11月10日納期限)

**B. 普通徴収**  
 (C)の未徴収税額を個人納付に切替します。  
 佐野市役所より後日、本人あてに納税通知書をお送りします。

**C. 特別徴収継続** 転勤・再就職等により(C)の未徴収税額を異動後の新勤務先で引続き特別徴収します。

特別徴収義務者指定番号	継続	新規
受給者番号	納入書	要・不要
新特別徴収義務者	所在地	〒
	フリガナ	
	名称	
	電話	( ) - ( )
	担当者氏名	
納付額	円を	月分 ( 月 日納期限) から納入します。

- ・異動者が誰か
  - ・何月分まで給与天引きしたか
  - ・残りの税額の納め方 (一括徴収)
- を届け出ます。



# 異動届出書の書き方

## 従業員が転勤する場合

給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

毎月25日頃を過ぎますと通知書の送付が翌々月になる可能性があります。

平成 27 年 10 月 1 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者) 佐野市長様	所在地・名称 栃木県佐野市高砂町1番地 さのまる商事株式会社 代表取締役社長 佐野丸男	〒 327-8501	特別徴収義務者指定番号 79999	個人番号 7	担当係 人事給与係 氏名 片栗みかも TEL 0283-20-XXXX
--------------------	-----------------------	---	------------	-------------------	--------	---

給与所得者	フリガナ	(A) 特別徴収税額 (年税額)	(B) 徴収済額	(C) 未徴収税額 (A)-(B)	(D) 異動年月日	(E) 異動事由	(F) 異動後の未徴収税額の徴収	(G) 退職年の1月から退職時までの給与支払額	(I) 退職手当等の支払予定額
氏名	榎ノ木 まるお (旧姓)	121,000 円	51,000 円	70,000 円	27.9.30	② 退職 ③ 転勤 ④ 休職 ⑤ 欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 ⑧ 住所転報 ⑨ 育児休業	A. 一括徴収 B. 普通徴収 C. 特別徴収継続	円	円
住居	1月1日現在 佐野市〇〇〇町4-5-6		6月分から10月分まで					円	円
住所	異動後の住所							(H) 控除社会保険料	(J) 勤続年数

毎月25日頃までに到着した異動届出書 (切替申請書) については、翌月10日頃に通知書を送付いたします。

**A. 一括徴収**

(C)の未徴収税額を退職時に全額給与等から徴収します。

退職の日が1月1日～4月30日までの場合は残税額を一括徴収することが義務づけられています。それ以外の間に退職された方についても、本人の了解を得て、できる限り一括徴収をお願いします。

一括徴収した税額は  
 月分で納入します。  
 ( 月 日納期限)

**B. 普通徴収**

(C)の未徴収税額を個人納付に切替します。

佐野市役所より後日、本人あてに納税通知書をお送りします。

**C. 特別徴収継続**

転勤・再就職等により(C)の未徴収税額を異動後の新勤務先で引き続き特別徴収します。

特別徴収義務者指定番号 79888 継続  新規

受給者番号  納入書  要  不要

〒 327-\*\*\*\*  
 所在地 栃木県☆☆市☆☆7-8-9

フリガナ 197 ㏍ ㏍☆☆☆☆☆☆☆☆

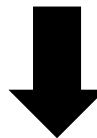
名称 有限会社 ☆☆☆☆  印  印

代表取締役 山野 歩

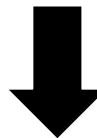
電話 (028\*) \*\* - \*\*\*\* 担当者氏名 人事係 山野 幸

納付額10,000円を  11 月分 ( 12 月 10 日納期限) から納入します。

① 転勤元で上段赤枠を記入します



② 転勤先で下段青枠を記入します



③ 市役所へ提出

# 特別徴収への切替申請書

年度の途中で就職した方を特別徴収にしたい場合は、「特別徴収への切替申請書」を提出してください。

平成27年度 市・県民税 特別徴収への切替申請書 個人番号欄は記入不要です。

平成27年 9月10日  佐野市長様	給与支払者（特別徴収義務者）	指定番号	79999
	住所 栃木県佐野市高砂町1番地	個人番号	
		受給者番号	
	名称 さのまる商事株式会社 代表取締役社長 佐野丸男	連係	人事給与係
		絡氏名	片栗みかも
		先 ☎	0283-20-XXXX
	納付書	要 ・ 不要	

給 与 所 得 者	氏名	安蘇ひでさと	年税額	37,000 円
	生年月日	昭和XX年 XX月 XX日	納付済額	2期まで 19,000 円
	現住所	佐野市堀米町△△△-XX	徴収開始月	10 月分より 徴収します。 (11月10日納期限)
	平成27年1月1日現在住所	佐野市 同上		
	異動年月日	平成 27年 9月 1日		
申請理由	① 入社したため 2. 正社員となったため 3. その他( )			

※ 佐野市使用欄

年税額	円	月割額	個人コード ( )										
既課税額	円	6月	円	7月	円	8月	円	9月	円	10月	円	11月	円
差引納付額	円	12月	円	1月	円	2月	円	3月	円	4月	円	5月	円

※この用紙はコピーしてご使用ください。


普通徴収で何期分まで納付しているのか（又は納付予定か）を確認してください。

何月分の給与から特別徴収を開始するのかを書いてください。

# 所在地・名称変更届出書

事業所の所在地や名称等が変更になった場合は、「所在地・名称変更届出書」を提出してください。

## 特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

平成 27年 9月 15日	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒 327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地	郵便番号	特別徴収義務者 指定番号	79999
佐野市長様		名称 さのまる商事株式会社		連絡者の係 及び氏名並びにその 電話番号	人事給与係 片栗みかも 電話 (0283) 20-XXXX 番
		代表者の 氏名印	代表取締役社長 佐野丸男 		

### ご注意

※ 所在地・方書・名称には誤読をさけるために必ずフリガナを振ってください。

変更年月日 平成 27年 10月 1日

事項	変更前	変更後
フリガナ		トキカサノアサマチカ
所在地 (住所・方書)	〒 327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地	〒 327-0831 栃木県佐野市浅沼町798番地
フリガナ		
名称		
電話	( 0283 ) 20 - XXXX 番	( 0283 ) 22 - ΔΔΔΔ 番

変更になった事項を書いてください。

変更事由 (該当するものに○を付けてください。)

1. 会社合併→会社名 \_\_\_\_\_ (指定番号 \_\_\_\_\_) と合併し、今後指定番号 \_\_\_\_\_ を使用する。
2. 名称変更
3. 所在地変更
4. 特別徴収事務の一本化
5. その他 ( \_\_\_\_\_ )

○通知書の送付先を上記以外の営業所、会計事務所等に指定される場合

送付先指定	フリガナ 住 所	
	フリガナ 名 称	
	電話番号	( _____ ) - _____ 番

# 従業員が住所変更した場合は？

Q 年度の途中で、従業員が佐野市外に引っ越しました。特別徴収した市・県民税は、どこに納めたらよいですか？

A そのまま佐野市に納めてください。  
市・県民税は、その年の1月1日に住んでいた市区町村で1年間かかります。